

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件

## 福島国民年金 事案 614

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月及び同年3月

申立期間は、国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申請免除期間として記録されている。

私は、免除申請を行っていないが、納付済みとなっている申立期間の前後の期間も申請免除期間として記録されていたことがあり、納付できないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

特殊台帳によれば、申立期間を含む昭和47年1月から48年3月までの15か月間は、申請免除期間として47年3月に承認されていることが確認できる。ところ、申立期間直前の同年1月の国民年金保険料は、当該免除承認前の同年2月に納付されていること、申立期間直後の同年4月から48年3月までの国民年金保険料は、47年6月及び同年10月の2回に分けて納付されていることが確認できることから、申立期間の国民年金保険料のみ納付されなかったとするのは不自然である。その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 福島厚生年金 事案 776

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和53年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年3月31日から同年4月1日まで

A社B事業所における私の厚生年金保険被保険者記録によれば、私は、昭和50年4月1日に被保険者資格を取得し、53年3月31日に喪失したことになっており、同年3月が被保険者期間から欠落している。しかし、私は、同社に同年3月31日まで勤務し、同年4月1日付けで同社C事業所に異動したので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料台帳、源泉徴収簿及び在職証明書並びに申立人に係る雇用保険の加入記録によれば、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和53年4月1日にA社B事業所から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該給料台帳における厚生年金保険料の控除額から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているが、事業主が資格喪失日を昭和53年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の厚生年

金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の同年3月に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 福島厚生年金 事案 779

### 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、20年9月15日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、200円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年9月15日まで

私は、出身地のA県からB県に行き、申立期間には軍需工場のC社に勤務していた。

厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人と同じ生年月日であり、申立人が同社で勤務していた際に通称として使用していたというD名義で、基礎年金番号に未統合となっている被保険者記録が確認できるところ、申立人が記憶する同僚は、A県出身のDさんと一緒に勤務していたと述べていることから、申立人は、同社に勤務し、厚生年金保険被保険者であったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、未統合の厚生年金保険被保険者記録から、200円とすることが妥当である。

## 福島国民年金 事案 613

### 第1 委員会の結論

申立人の平成9年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年12月  
「ねんきん特別便」によれば、申立期間の国民年金保険料が未納となっており、納得できないので、調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係るオンライン記録によれば、平成16年4月20日に申立期間前後の厚生年金保険被保険者資格の得喪に係る記録の追加処理が行われたことが確認できることから、申立期間は、当該追加処理によって未加入期間から国民年金被保険者の未納期間と整備されたものであり、その時点で申立期間の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

また、申立期間に係る厚生年金保険から国民年金への切替手続及び納付金額等についての申立人の記憶は定かではない。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 8 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月から 47 年 3 月まで

私たち夫婦の国民年金保険料は、父が町内の納付組織を通じて一緒に納付していた。私の妻については、申立期間の国民年金保険料を納付した記録となっているにもかかわらず、私の国民年金保険料が未納となっているのはおかしいので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人に代わって国民年金保険料を納付していたとする申立人の父は既に死亡していることから、当時の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人と連続して払い出されている者の手帳発行日から、昭和 46 年 12 月ごろに払い出されたものと推認できることから、申立期間の国民年金保険料の一部は過年度保険料となるところ、当該過年度保険料は、納付組織において収納することはできず、また、申立人の妻の国民年金手帳により現年度納付されたことが確認できる妻の申立期間の国民年金保険料と一緒に納付することもできないことから、申立人の主張とは必ずしも合致しない。

さらに、申立人に係る戸籍の附票によれば、申立人は昭和 43 年以降 A 県 B 市から転出していないことが確認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福島厚生年金 事案 777

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 11 月 1 日から 39 年 1 月 5 日まで  
私の年金記録によれば、申立期間については、国民年金に加入していた記録となっているが、この期間は、A社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと述べているところ、同社から提出された社会保険記号番号台帳によれば、申立人は、昭和 34 年 1 月 19 日に入社し同年 4 月 5 日に退社した後、39 年 1 月 5 日に再度入社し 42 年 5 月 20 日に退社した記録となっており、申立期間に係る勤務実態については確認できない。

また、A社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」に記載されている資格取得日及び喪失日は、オンライン記録と一致しており、申立人は、申立期間について厚生年金保険の被保険者ではなかったものと認められる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 福島厚生年金 事案 778

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月 1 日から 59 年 1 月 1 日まで

私がA社B出張所に臨時社員として勤務していた申立期間について、厚生年金保険被保険者記録が無い。給与明細書をもらった記憶は無いが、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社B出張所における同僚の記憶から、申立人が、申立期間当時、同社同出張所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について、A社では、「当社保管の申立期間に係る社員名簿及び帳票記録等に、申立人の記録は無いので、申立人は、社会保険加入の対象とならない雇用形態であったと思われる。」としている上、申立期間に係る申立人の雇用保険の加入記録も無い。

また、申立人の夫が加入するC共済組合では、申立人は、申立期間を含む昭和 57 年 10 月 8 日から 59 年 3 月 11 日まで夫の健康保険の被扶養者となっているとしている。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 8 月 19 日から同年 9 月 1 日まで

私は、平成 11 年 6 月から同年 8 月まで A 社に勤務し、その間、同年 6 月、7 月及び 8 月分の給与を支給され、いずれの給与明細書においても厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかし、厚生年金保険被保険者期間は、平成 11 年 6 月及び同年 7 月の 2 か月間しかなく、同年 8 月が被保険者期間になっていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された A 社の給与明細書により、申立人は、同社に入社した平成 11 年 6 月から退社した同年 8 月まで厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

しかしながら、A 社の年金事務を担当していた社会保険労務士から提出された健保・厚年・雇用被保険者関係届事務等処理簿、雇用保険の加入記録及び全国土木建築国民健康保険の被保険者記録によれば、申立人の離職日は、平成 11 年 8 月 18 日であることが確認できるところ、厚生年金保険法第 19 条においては、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また、同法第 14 条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は同年 8 月 19 日であり、被保険者期間はその前月の同年 7 月までとなる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。